

第2部

第4次犯罪被害者等基本計画 に盛り込まれた具体的施策の 進捗状況

| | | |
|-----|-----------------------|-----|
| 第1章 | 損害回復・経済的支援等への取組 | 24 |
| 第2章 | 精神的・身体的被害の回復・防止への取組 | 41 |
| 第3章 | 刑事手続への関与拡充への取組 | 81 |
| 第4章 | 支援等のための体制整備への取組 | 97 |
| 第5章 | 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組 | 132 |

第1章

損害回復・経済的支援等への取組

1 損害賠償の請求についての援助等（基本法第12条関係）

(1) 日本司法支援センターによる支援

【施策番号1※】

ア 法テラスにおいては、民事法律扶助業務として、経済的に余裕のない者が民事裁判等手続を利用する際に、収入等の一定の条件を満たすことを確認した上で、無料で法律相談を行い、必要に応じて弁護士・司法書士の費用の立替えを行っている（法テラスウェブサイト「法テラスとは(民事法律扶助業務)」<https://www.houterasu.or.jp/site/about-houterasu/minjihouritsufujo.html>）。

犯罪被害者等が、弁護士等に委任して民事裁判等手続を通じて損害賠償を請求する必要があるにもかかわらず、弁護士費用等を負担する経済的な余裕がない場合には、民事法律扶助制度を利用することにより当該費用が立て替えられ、原則として毎月分

割で償還することができ、経済的負担が軽減される。また、犯罪被害者等が刑事手続の成果を利用して簡易迅速に犯罪被害の賠償を請求することを可能とする損害賠償命令制度（平成20年12月施行）の利用に当たっても、民事法律扶助制度を利用して当該費用の立替えを受けることができる。さらに、平成26年4月からは、加害者等に対する損害賠償請求に係る弁護士との打合せに同席させるカウンセラー等の費用についても同制度の対象となり、当該費用の立替えを受けることが可能となった。

これらの支援に加え、法テラスにおいては、平成28年5月に成立した総合法律支援法の一部を改正する法律の施行を受けて、平成30年1月から、ストーカー事案、配偶者等からの暴力事案及び児童虐待事案

法テラスによる犯罪被害者支援業務



提供：法務省

※ 第4次基本計画（P151基礎資料3参照）との対応関係を明らかにするために付したものです。以下同じ。

の被害者を対象とした資力にかかわらない法律相談援助（DV等被害者法律相談援助）や、認知機能が十分でないために弁護士等による法的サービスの提供を自発的に求めることが期待できない高齢者・障害者等を対象とした資力にかかわらない法律相談援助（特定援助対象者法律相談援助）を実施している。

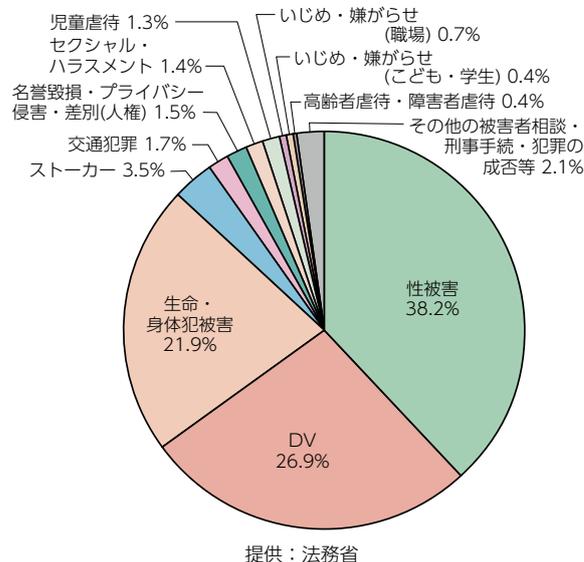
【施策番号2】

イ 法テラスでは、犯罪被害者等の置かれている状況に応じて、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士（精通弁護士）を紹介している。令和5年度中の紹介件数は2,516件であり、令和6年4月現在、4,019人の弁護士を紹介用名簿に登載している。

また、犯罪被害者支援に携わる弁護士による法的サービスの質の向上を目指し、弁護士会や犯罪被害者支援団体と連携・協力し、同名簿に登載されている弁護士等を対

象とした犯罪被害者支援のための研修を共催している。

弁護士紹介案件の被害種別内訳（令和5年度）



法テラスによる支援

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 精通弁護士紹介件数 | 1,355 件 | 1,252 件 | 1,181 件 | 1,529 件 | 2,516 件 |
| 精通弁護士名簿登載者数 | 3,781 人 令和2年4月現在 | 3,869 人 令和3年4月現在 | 3,925 人 令和4年4月現在 | 3,963 人 令和5年4月現在 | 4,019 人 令和6年4月現在 |

提供：法務省

(2) 損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実

【施策番号3】

警察においては、刑事手続の概要、犯罪被害者等支援に係る関係機関・団体等の連絡先等を記載したパンフレット「被害者の手引」（P116【施策番号218】参照）等により、損害賠償請求制度の概要等について紹介している。

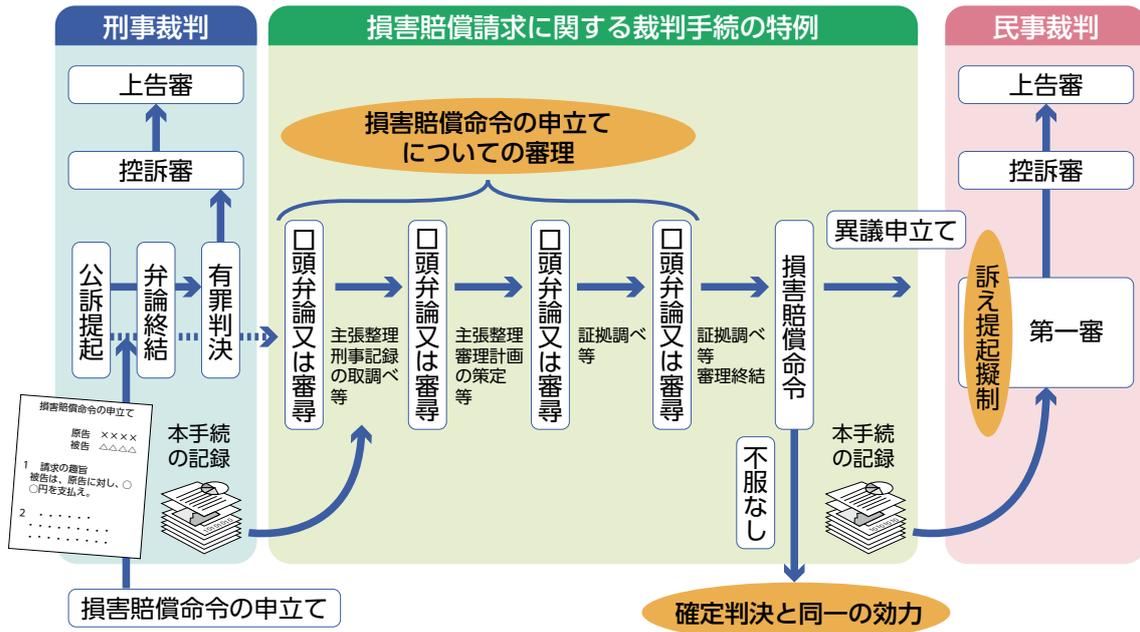
法務省においては、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」や犯罪被害者等向けDVD「あなたの声を聴かせてください」により、損害賠償命令制度について紹介している（P84【施策番号139】参照）。

同制度については、平成20年12月の制

度導入以降、令和5年末までに4,317件の申立てがあり、このうち4,191件が終局した。その内訳は、認容が1,882件、和解が995件、終了（民事訴訟手続への移行）が571件、取下げが484件、認諾が170件、却下が58件、棄却が9件等である。

また、検察庁においては、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律に基づき、没収・追徴された犯罪被害財産を被害者等に被害回復給付金として支給するための手続（被害回復給付金支給手続）を行っている。同年中は、23件の同手続の開始決定が行われ、開始決定時における給付資金総額は約12億8,720万円であった。

損害賠償命令制度の概要



提供：法務省

損害賠償命令制度の運用状況

| 年次 | 新受 | 既済 |
|------|-----|-----|
| 令和元年 | 311 | 318 |
| 令和2年 | 337 | 289 |
| 令和3年 | 308 | 344 |
| 令和4年 | 284 | 281 |
| 令和5年 | 311 | 282 |

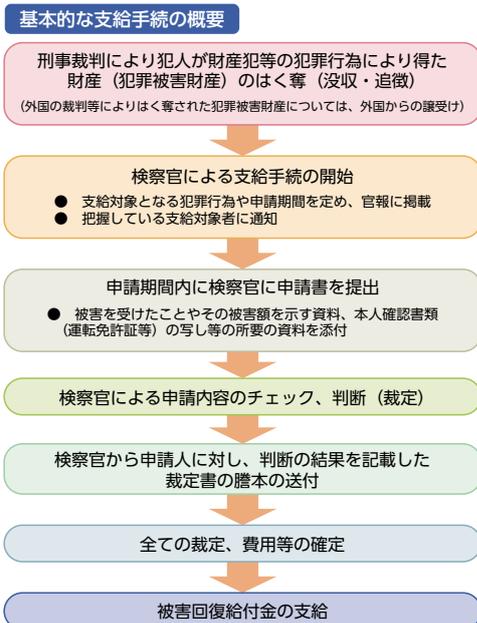
(注) 最高裁判所事務総局の資料による。
提供：法務省

損害賠償命令制度の既済事件の内訳

| 年次 | 認容 | 棄却 | 却下 | 終了 | 和解 | 取下げ | 認諾 |
|------|-----|----|----|----|----|-----|----|
| 令和元年 | 144 | 0 | 7 | 38 | 75 | 35 | 19 |
| 令和2年 | 118 | 1 | 2 | 44 | 75 | 37 | 9 |
| 令和3年 | 145 | 0 | 7 | 53 | 80 | 50 | 8 |
| 令和4年 | 123 | 1 | 3 | 39 | 61 | 42 | 12 |
| 令和5年 | 118 | 0 | 3 | 41 | 85 | 20 | 14 |

(注) 最高裁判所事務総局の資料による。
提供：法務省

被害回復給付金支給制度の概要



*検察官による手続の一部を、弁護士である被害回復事務管理人に任せることがあります。

提供：法務省

被害回復給付金支給手続の運用状況

| 年次 | 支給手続開始決定件数 | 開始決定時給付資金総額 |
|------|------------|-------------|
| 令和元年 | 19件 | 約2億7,781万円 |
| 令和2年 | 13件 | 約5億6,541万円 |
| 令和3年 | 12件 | 約1億4,260万円 |
| 令和4年 | 16件 | 約2億2,450万円 |
| 令和5年 | 23件 | 約12億8,720万円 |

提供：法務省

(3) 刑事和解等の制度の周知徹底

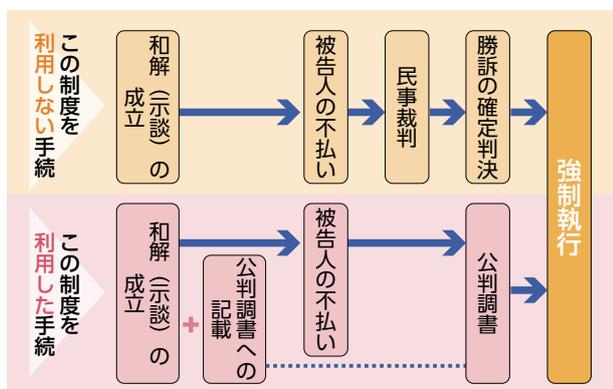
【施策番号4】

法務省においては、刑事和解、公判記録の閲覧・謄写、不起訴記録の閲覧等の制度について説明した犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を作成し、全国の検察庁等を通じて犯罪被害者等へ配布しているほか、同パンフレットをウェブサイト上に掲

載するなどして、これらの制度を周知している（P84【施策番号139】参照）。また、会議や研修等の様々な機会を通じ、刑事和解等に関する検察官等の理解の増進を図り、検察官等が犯罪被害者等に対して適切に情報提供を行うことができるよう努めている。

刑事和解制度による申立てが公判調書に記載された延べ数は、平成12年11月の制度導入以降令和5年末までの間で782件となっており、うち同年は17件であった。

刑事和解制度の手続



提供：法務省

刑事和解制度の運用状況

| 年次 | 事例数 |
|------|-----|
| 令和元年 | 18 |
| 令和2年 | 25 |
| 令和3年 | 19 |
| 令和4年 | 19 |
| 令和5年 | 17 |

(注)

- 1 最高裁判所事務総局の資料（概数）による。
- 2 高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所における被告人と被害者等の間で成立した民事上の争いについての合意内容を公判調書に記載した事例数である。
- 3 事例数は、事件の終局日を基準に計上している。

提供：法務省

(4) 保険金支払の適正化等

【施策番号5】

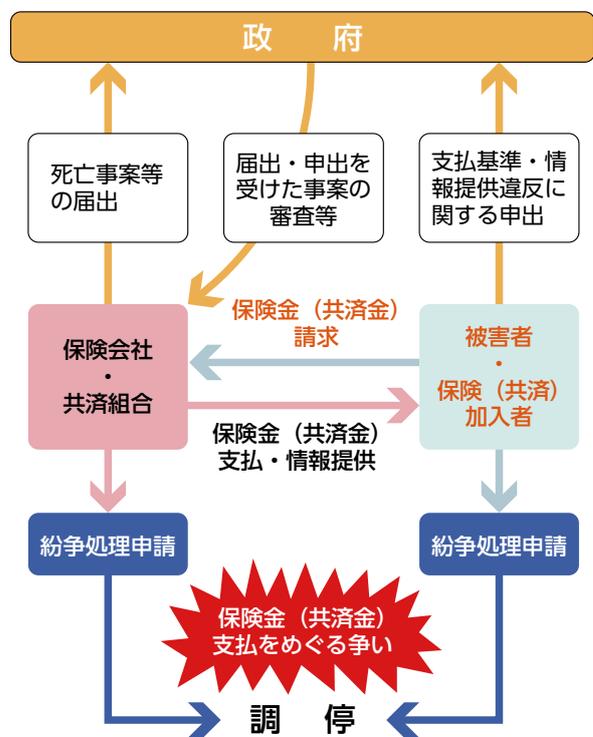
ア 国土交通省においては、自動車損害賠償責任保険・共済（以下「自賠責保険」という。）に関し、令和5年度は保険会社・共済組合への立入検査を36か所（前年度：46か所）実施したほか、死亡等重要事案の審査を7万7,881件（前年度：7万7,117件）行うなどして保険金支払の適正化を図って

いる。

また、自動車損害賠償保障法に基づく指定紛争処理機関である一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構（<https://www.jibai-adr.or.jp>）においては、自賠責保険金の支払等に関する紛争処理のため、被害者等からの紛争処理申請に基づき、弁護士、医師及び学識経験者から成る紛争処理委員会による調停を行っており、同年度中の紛争処理審査件数は770件となっている。

自賠責保険支払の仕組み

(平成14年4月以降)



(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構

提供：国土交通省

紛争処理の実施状況

| 年度 | 紛争処理審査件数 |
|--------|----------|
| 平成30年度 | 808 |
| 令和元年度 | 592 |
| 令和2年度 | 636 |
| 令和3年度 | 725 |
| 令和4年度 | 669 |
| 令和5年度 | 770 |

提供：国土交通省

【施策番号6】

イ 金融庁においては、被害者に直接保険金等が支払われる場合も含め、契約に基づく保険金等の支払が適切に行われるよう、「保険会社向けの総合的な監督指針」（平成17年8月策定）等に基づき、各保険会社における保険金等支払管理態勢の整備に関する検証を行っているほか、苦情・相談として寄せられた情報を活用し、保険会社に対する検査・監督を行っている。

【施策番号7】

ウ 国土交通省においては、自動車事故に関する法律相談、示談あっせん等により被害者等が迅速かつ適切に損害賠償を受けられるよう、公益財団法人日弁連交通事故相談センター（<https://n-tacc.or.jp/>）に対する支援（補助金交付）を行っている。

令和5年4月からは、毎週月曜日と水曜日の電話相談時間を夜7時まで延長し、夜間電話相談を受ける体制を整えた。また、面接相談希望者に対しては、同センター営業時間外にも面接相談の予約に対応できるように、24時間ネット予約受付の環境を整えた。

同センターにおいては、同年度中、相談所を全国155か所（うち42か所で示談あっせんを実施）で延べ1万630日開設し、3万8,538件の相談を無料で受け付けた。

【施策番号8】

エ 自賠償保険による損害賠償を受けるこ

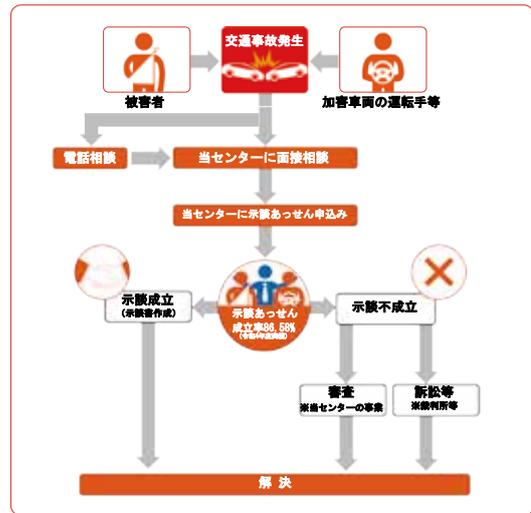
とができないひき逃げや無保険車等による事故の被害者に対し、自動車損害賠償保障法に基づく政府保障事業において、本来の

公益財団法人日弁連交通事故相談センターによる無料事故相談の状況

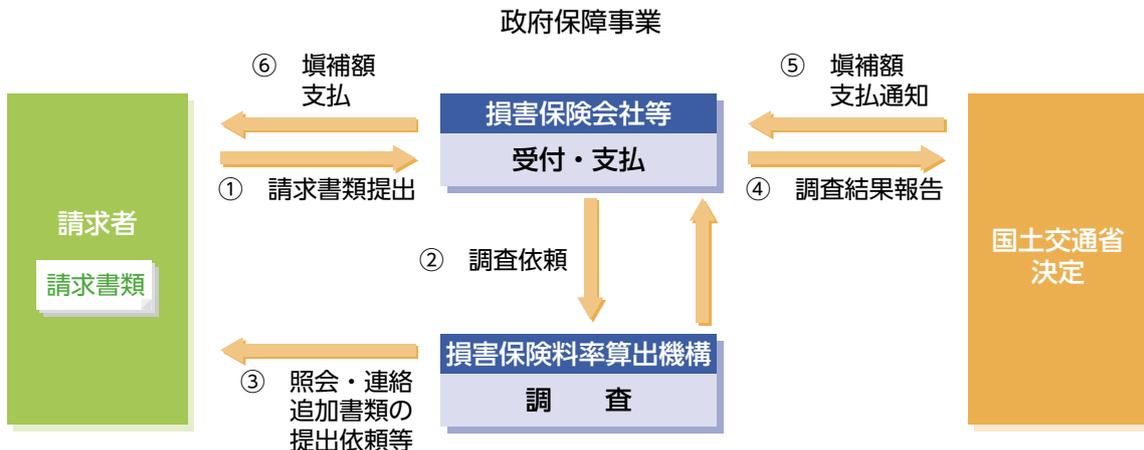
| 年度 | 延べ開設日数 | 相談件数 |
|--------|--------|--------|
| 平成30年度 | 12,019 | 35,721 |
| 令和元年度 | 12,249 | 36,941 |
| 令和2年度 | 11,006 | 31,407 |
| 令和3年度 | 12,240 | 32,538 |
| 令和4年度 | 10,967 | 36,758 |
| 令和5年度 | 10,630 | 38,538 |

提供：国土交通省

公益財団法人日弁連交通事故相談センターにおける相談、示談あっせん、審査の流れ



提供：国土交通省



提供：国土交通省

賠償責任者である加害者等に代わり、政府が直接その損害を填補している（国土交通省ウェブサイト「自賠償保険・共済ポータルサイト」：https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/public_payment/index.html）。同事業における令和5年度中の損害填補件数は333件（前年度：275件）であった。

(5) 受刑者の作業報奨金を損害賠償に充当することが可能である旨の周知

【施策番号9】

法務省においては、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づき、受刑者が釈放前に作業報奨金の支給を受けたい旨の申出をした場合において、その使用目的が犯罪被害者等に対する損害賠償への充当等相当なものと同認められるときは、支給時における報奨金計算額に相当する金額の範囲内で、申出額の全部又は一部を支給し、犯罪被害者等に対する損害賠償に充当する制度を運用している。

また、同制度を十分に運用するため、刑執行開始時における指導等の際に告知しているほか、受刑者の居室内に備え付けている「所内生活心得」等の冊子に記載し、引き続き周知している。

(6) 暴力団犯罪による被害の回復の支援

【施策番号10】

警察においては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等により、暴力団員による暴力的要求行為の相手方や暴力団員による犯罪の被害者等に対し、本人からの申出に基づき、被害の回復等のための助言や交渉場所の提供等の援助を積極的に行っている（警察庁ウェブサイト「組織犯罪対策部」：<https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/index.html>）。

また、弁護士会や都道府県暴力追放運動推進センターと連携し、訴訟関係者に対する支

援を行っている。

令和5年中に警察が行った暴力団関係事案に係る援助の措置件数は14件、民事訴訟の支援件数は56件であった。

さらに、同センターにおいては、暴力団員による不当な行為に関する相談活動、被害者に対する見舞金の支給等を行っている（全国暴力追放運動推進センターウェブサイト：<https://www.zenboutsui.jp/index.html>）。

暴力団関係事案に係る支援の実施状況

| 年次 | 援助の措置件数 | 民事訴訟の支援件数 |
|------|---------|-----------|
| 令和元年 | 17 | 49 |
| 令和2年 | 15 | 52 |
| 令和3年 | 12 | 53 |
| 令和4年 | 22 | 54 |
| 令和5年 | 14 | 56 |

(7) 加害者の損害賠償責任の実現に向けた調査等の実施

【施策番号11】

ア 内閣府においては、平成27年8月、加害者による犯罪被害者等に対する損害賠償の実態を把握するため、日本弁護士連合会による調査に協力した（調査結果については、警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」（<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/sakutei-suisin/kaigi24/index.html>）を参照）。

上記調査において、債務名義等を得たにもかかわらず回収できなかった理由として、債務者の資力不足、財産開示手続の実効性等の回答が得られたところ、加害者の損害賠償責任の実現に特化したものではないが、これに資するものとして、第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度の新設等を盛り込んだ民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正民事執行法」という。）が令和元年5月に成立し、令和2年4月に施行さ

れている。

警察庁においては、関係府省庁等と連携し、犯罪被害者等が損害賠償を受けることができない状況の実態を把握するため、令和5年12月、「犯罪被害類型別等調査」を実施した（P121 トピックス「令和5年度犯罪被害類型別等調査」参照）。

【施策番号 12】

イ 法務省においては、改正民事執行法の附帯決議を踏まえ、公的機関による犯罪被害者の損害賠償請求権の履行確保に係る各国の民事法制等に関する調査研究を実施した（同報告書は、法務省ウェブサイト (https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00261.html) に掲載）。

2 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）

(1) 犯罪被害給付制度の運用改善

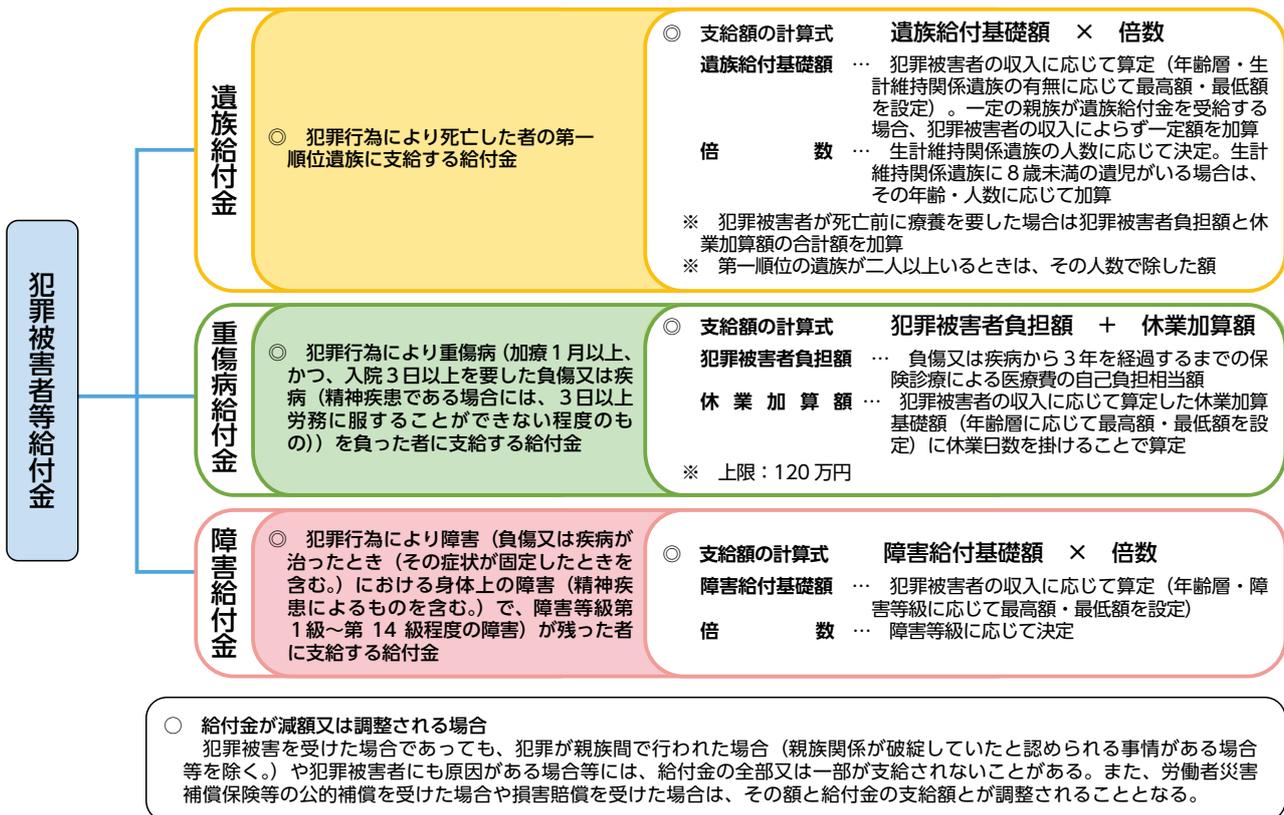
【施策番号 13】

犯給制度とは、通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った犯罪被害者に対し、社会の連帯共助の精神に基づき、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するため、犯罪被害者等給付金を支給するものである。

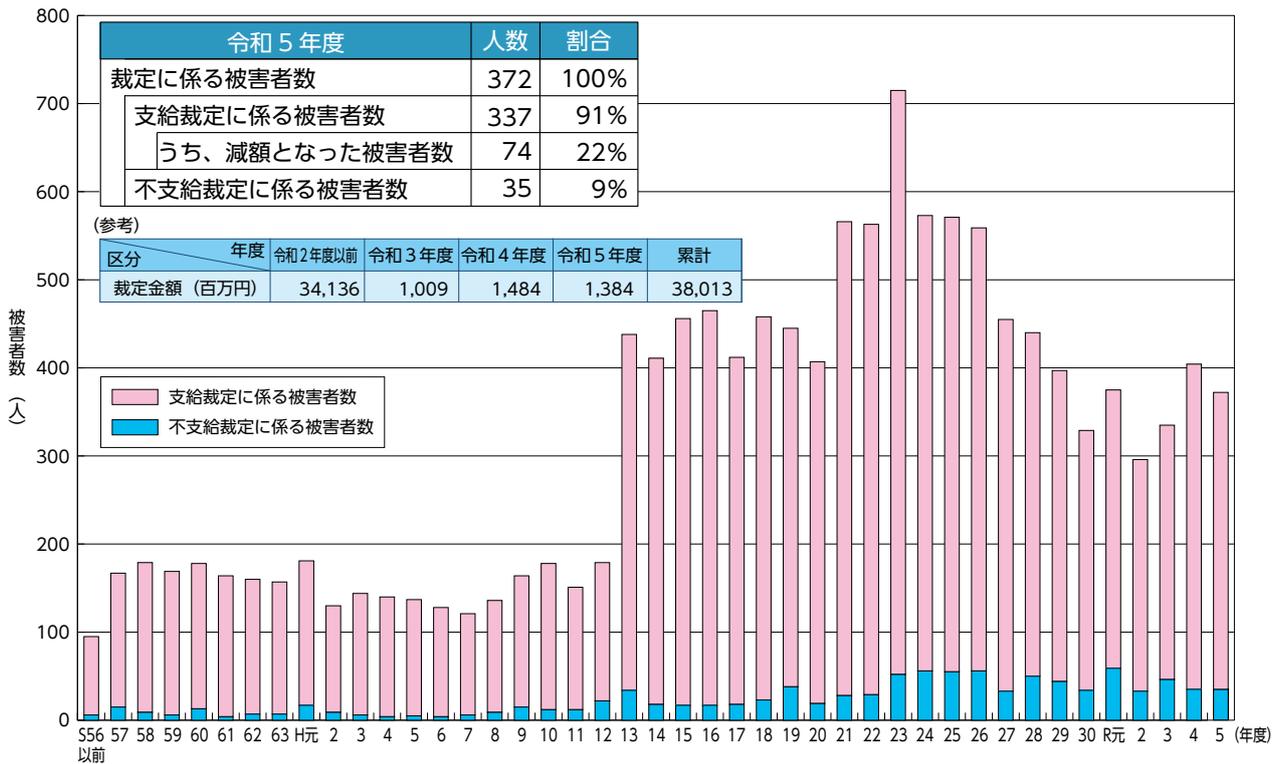
同制度について、平成20年7月には、「経

済的支援に関する検討会」の最終取りまとめを踏まえ、生計維持関係遺族に対する遺族給付金及び重度後遺障害者（障害等級第1級から第3級まで）に対する障害給付金の引上げ等を、平成21年10月には、配偶者等からの暴力事案であって特に必要と認められる場合には全額支給ができるようにするための規定の見直しを、平成26年11月には、「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、親族間犯罪に係る減額・不支給事由の見直し

犯給制度の概要



犯給制度の運用状況



を、平成30年4月には、「犯罪被害給付制度に関する有識者検討会」の提言を踏まえ、重傷病給付金の給付期間の延長、仮給付の柔軟化、遺児への手厚い支援、親族間犯罪被害に係る支給基準の見直しを、それぞれ行った。

また、令和6年4月の「犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会」の取りまとめを踏まえ、各基礎額の最低額の引上げ及び遺族給付基礎額算定における加算額の新設を内容とする犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令が同年6月に施行された。

警察庁においては、犯給制度の事務担当者を対象とした会議を開催するなどして、迅速な裁定等の運用改善について都道府県警察を指導している。また、パンフレット、ポスター、ウェブサイト等を活用して犯給制度の周知徹底を図るとともに、同制度の対象となり得る犯罪被害者等に対し、同制度に関して有する権利や手続について十分に教示するよう指導している。

令和4年度における犯罪被害者等給付金の裁定金額は約14億8,400万円であり、令和5年度は約13億8,400万円であった。また、令和4年度における裁定期間（申請から裁定までに要した期間）の平均は約9.8か月、中央値は約5.8か月であり、令和5年度における裁定期間の平均は約8.6か月（前年度比1.2か月減少）、中央値は約4.6か月（前年度比1.2か月減少）であった。

（令和6年制度改正・仮給付制度の運用改善については、P3第1部第1章「犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討」参照）

(2) 性犯罪被害者の医療費の負担軽減

【施策番号 14】

警察庁においては、平成18年度から、性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費（初診料、診断書料、性感染症等の検査費用、人工妊娠中絶費用等を含む。）を都道府県警察に補助しており、都道府県警察においては、同経費に係る公費負担制度を運用し、性犯罪被害者の精神的・経済的負担の軽減を図っている。

また、性犯罪被害以外の身体犯被害についても、刑事手続における犯罪被害者等の負担を軽減するため、犯罪被害に係る初診料、診断書料及び死体検案書料を公費により負担している。

警察庁において引き続き予算措置を講じるとともに、支援内容の充実を図るよう都道府県警察を指導している。また、性犯罪被害に伴う精神疾患についても犯給制度の対象となることの周知も含め、各種支援施策の効果的な広報に努めるよう、都道府県警察を指導していく。

○* 海上保安庁においては、犯罪被害に係る事件の捜査に関し、診断書又は死体検案書が必要な場合にその取得に要する経費や、捜査上の要請から行う事情聴取のため犯罪被害者等が官署に来訪する場合の旅費について、公費負担制度を運用し、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図っている。

(3) カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減等

【施策番号 15】

警察庁においては、公認心理師、臨床心理士等の資格を有する部内カウンセラーの確実かつ十分な配置に努めるよう都道府県警察を指導している。また、平成28年度から、犯罪被害者等が自ら選んだ精神科医、臨床心理

士等を受診した際の診療料及びカウンセリング料の公費負担制度に要する経費について予算措置を講じ、平成30年7月までに、同制度が全国で整備された。引き続き、同制度の適切な運用と周知に努めるよう、都道府県警察を指導していく。

令和5年度中における、同制度の利用件数は3,466回（前年度：2,338回）であった。

(4) 司法解剖後の遺体搬送費等に対する措置

【施策番号 16】

都道府県警察及び海上保安庁においては、司法解剖後の遺体を遺族の自宅等まで搬送するための費用や解剖による切開痕等を目立たないよう修復するための費用を公費により負担し、遺族の精神的・経済的負担の軽減を図っている。

(5) 地方公共団体による見舞金制度等の導入促進等

【施策番号 17】

警察庁においては、地方公共団体に対し、主管課室長会議や地方公共団体の職員を対象とする研修の機会を捉えて、犯罪被害者等に対する見舞金の支給制度や生活資金の貸付制度の導入を要請している。また、「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」を通じ、これらの

海上保安庁の犯罪被害者等支援に関するリーフレット



提供：国土交通省

※ 「○」は、第4次基本計画に盛り込まれている具体的施策の担当府省庁以外の府省庁が実施している施策であることを示す。以下同じ。

制度の導入状況等について情報提供を行っている。制度の導入状況については、犯罪被害者白書に掲載（P199 基礎資料6-2、6-3 参照）しているほか、警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」（<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/toukei.html>）にも掲載している。

令和6年4月現在、犯罪被害者等に対する見舞金の支給制度を導入しているのは21都県、17政令指定都市、863市区町村であり、そのほか、4県において市町村による見舞金支給に対して補助を実施している。また、生活資金の貸付制度を導入しているのは2県、1政令指定都市、10市区町（前年：3県、1政令指定都市、10市区町）である。

警察庁においては、引き続き、できる限り全国的に同水準で見舞金の支給制度等が導入されるよう、同制度等の導入を要請していく。

見舞金の支給制度の導入状況 （各年4月1日現在）

| 年次 | 都道府県 | | 政令指定都市 | 市区町村 |
|------|------|--------|--------|------|
| | 直接支給 | 市区町村補助 | | |
| 令和3年 | 8 | 3 | 9 | 377 |
| 令和4年 | 13 | 5 | 12 | 464 |
| 令和5年 | 16 | 4 | 14 | 631 |
| 令和6年 | 21 | 4 | 17 | 863 |

(6) 預保納付金の活用

【施策番号 18】

金融庁及び財務省においては、平成28年6月、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合及び支出について定める命令の一部を改正し、預保納付金事業について、犯罪被害者等の子どもへの奨学金を貸与制から給付制に変更するとともに、犯罪被害者支援団体への助成対象として、相談員の育成に要する経費を追加した。また、給付制奨学金の導入等により、同事業の内容が変わることから、同年10月、同事業の担い手

を再選定し、平成29年4月から奨学金等の給付を開始した。同年度から令和4年度末までの奨学金の給付実績は延べ1,129人、総額約5億5,993万円であり、犯罪被害者支援団体への助成実績は延べ491件、総額約16億3,089万円であった。

奨学金の給付実績

| 年度 | 人数 | 金額 |
|--------|------|----------------|
| 平成30年度 | 155人 | 7,621万円 |
| 令和元年度 | 188人 | 9,294万1,000円 |
| 令和2年度 | 193人 | 9,640万8,000円 |
| 令和3年度 | 209人 | 1億245万円 |
| 令和4年度 | 261人 | 1億2,996万1,000円 |

提供：金融庁

犯罪被害者支援団体への助成実績

| 年度 | 件数 | 金額 |
|--------|------|----------------|
| 平成30年度 | 92件 | 2億7,371万5,000円 |
| 令和元年度 | 106件 | 3億986万7,000円 |
| 令和2年度 | 61件 | 1億7,542万5,000円 |
| 令和3年度 | 54件 | 1億6,520万4,000円 |
| 令和4年度 | 45件 | 1億5,014万1,000円 |

提供：金融庁

(7) 海外での犯罪被害者等に対する経済的支援

【施策番号 19】

警察庁においては、平成28年11月に施行された国外犯罪被害者等への支給に関する法律に基づき、日本国外において行われた人の生命又は身体を害する故意の犯罪行為により死亡した日本国籍を有する国外犯罪被害者（日本国外の永住者を除く。以下同じ。）の第一順位遺族（日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。）に国外犯罪被害者等として国外犯罪被害者1人当たり200万円を、当該犯罪行為により障害等級第1級相当の障害が残った国外犯罪被害者に国外犯罪被害者等として1人当たり100万円を、それぞれ支給する国外犯罪被害者等支給制度を運用している。令和5年度における国外犯罪被害者等への裁定に

係る国外犯罪被害者数は1人（裁定件数2件）であり、裁定金額は総額200万円であった。

また、都道府県警察においては、リーフレットやウェブサイト等を通じて同制度を周知するとともに、同制度の対象となる犯罪被害者等を認知した場合には、必要に応じ、裁定申

請等の手続を教示している。

外務省においても、外務省・在外公館ウェブサイト（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/jnos/page23_001767.html）において同制度を周知している。

3 居住の安定（基本法第16条関係）

(1) 公営住宅への優先入居等

【施策番号 20】

ア 国土交通省においては、地方公共団体に対し、平成16年から平成17年にかけて、配偶者からの暴力事案の被害者をはじめとする犯罪被害者等を対象とした公営住宅への優先入居や目的外使用等について配慮を依頼する通知を、平成23年度には公営住宅への目的外使用の手続の簡素化に関する通知を、それぞれ発出した。また、平成29年度及び令和3年度には、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律の施行を踏まえ、改めて通知を発出した。令和4年度には、犯罪被害者等を公営住宅の優先入居対象とすることの積極的な検討や保証人確保を求めないなどの配慮を依頼する通知を発出した（令和5年以降の取組については、P18第1部第5章「犯罪被害者等のための制度の拡充等」参照）。

【施策番号 21】

イ 国土交通省においては、公営住宅への入居に関し、都道府県営住宅における広域的な対応や、市区町村営住宅を管理する市区町村を含む地方公共団体相互間における緊密な連携を、各地方公共団体に要請していることについて、会議等の場で改めて各地方公共団体に周知した。

【施策番号 22】

ウ 独立行政法人都市再生機構においては、自ら居住する場所を確保できない犯罪被害者等を支援するため、公営住宅の管理主体

から同機構の賃貸住宅の借上げ等について要請があった場合には、柔軟に対応することとしている。

【施策番号 23】

エ 国土交通省においては、犯罪被害者等を含む住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、地方公共団体、関係事業者、居住支援団体等が組織する居住支援協議会（令和5年度末時点で142協議会（47都道府県、100市区町村）が設立）や居住支援法人（令和5年度末時点で851法人を指定）の制度について会議の開催等による周知を行うとともに、居住支援協議会及び居住支援法人による住宅確保要配慮者への住居のマッチング・入居支援等の取組に対し、費用の補助を実施している。

【施策番号 24】

オ 国土交通省においては、法務省作成の犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」により、犯罪被害者等に対し、公営住宅への優先入居等に関する施策を周知している。

(2) 被害直後及び中期的な居住場所の確保

【施策番号 25】

ア 厚生労働省においては、婦人相談所の一時保護所や、婦人相談所が一時保護委託先として契約している母子生活支援施設、民間シェルター等において一時保護を行っており、犯罪被害女性等の個々の状況に応じ保護期間を延長するなど、柔軟に対応し

ている。また、犯罪被害女性等を加害者等から保護するため、都道府県域を超えた広域的な一時保護・施設入所手続を行うなど、制度の適切な運用に努めている。

令和4年度の配偶者等からの暴力事案や人身取引（性的サービスや労働の強要等）事犯の被害女性等を含めた一時保護人数は5,291人（要保護女性本人2,963人、同伴家族2,328人）であった。

また、こども家庭庁（令和4年度までは厚生労働省、以下同じ。）においては、児童福祉法に基づき、児童相談所長等が必要と認める場合には、虐待を受けたこども等の一時保護を行うことができる場所、児童虐待事案への対応においては、こどもの安全確保のため必要と認められる場合には、保護者やこどもの同意がなくとも一時保護を行うべき旨を「一時保護ガイドラインの全部改正について」（令和6年3月30日付けこども家庭庁支援局長通知）等に明記し、こどもの安全が迅速に確保され、その適切な保護が図られるよう周知している。

婦人相談所等における一時保護の実施状況

| 年度 | 要保護女性本人の一時保護人数 | 同伴家族の一時保護人数 | 合計 |
|--------|----------------|-------------|-------|
| 平成29年度 | 4,172 | 3,793 | 7,965 |
| 平成30年度 | 4,052 | 3,536 | 7,588 |
| 令和元年度 | 3,994 | 3,561 | 7,555 |
| 令和2年度 | 3,514 | 2,851 | 6,365 |
| 令和3年度 | 3,093 | 2,444 | 5,537 |
| 令和4年度 | 2,963 | 2,328 | 5,291 |

提供：厚生労働省

【施策番号 26】

イ こども家庭庁においては、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、虐待を受けたこどもと非行児童との混合処遇等を改善するため、次世代育成支援対策施設整備交付金等を活用し、児童相談所の一時的保護所にお

ける個別対応のための環境改善を推進している（令和5年4月現在、約94%の一時的保護所において個別対応のための環境改善を実施）。

また、家庭的養育の下、こどもの状況等に合わせたケアを推進する観点から、一時保護施設において小規模ユニットケアを実施するために必要な経費の補助を行っている。

福祉行政報告例等により、児童相談所の一時的保護所における一時保護日数や一時保護件数等を把握しており、令和4年度中の一時的保護所における一時保護日数は延べ94万3,739日、所内一時保護件数は2万6,959件、一時保護委託件数は2万5,452件となっている。

児童相談所における一時保護の実施状況

| 年度 | 一時保護所における一時保護延べ日数 | 所内一時保護件数 | 一時保護委託件数 |
|--------|-------------------|----------|----------|
| 平成29年度 | 731,157 | 24,680 | 17,048 |
| 平成30年度 | 758,745 | 25,764 | 20,733 |
| 令和元年度 | 871,715 | 27,814 | 25,102 |
| 令和2年度 | 861,513 | 26,519 | 22,228 |
| 令和3年度 | 862,864 | 26,358 | 23,526 |
| 令和4年度 | 943,739 | 26,959 | 25,452 |

提供：こども家庭庁

【施策番号 27】

ウ 厚生労働省においては、婦人相談所の一時的保護所において被害女性を保護するに当たり、被害女性及び同伴家族の安全の確保、心理的ケアの実施並びに被害女性の障害等個々のケースに応じた支援の充実・強化を図るため、夜間警備体制の強化並びに心理療法担当職員及び個別対応職員の配置を行っている。令和5年4月現在、心理療法担当職員は44人（前年：42人）となっている。

【施策番号 28】

エ 厚生労働省においては、平成24年度から、婦人保護施設退所後の自立支援の一環として、同施設の近隣アパート等を利用

して生活訓練や見守り支援を実施する場合に、建物の賃貸料の一部を公費により負担している。

【施策番号 29】

オ 警察庁においては、自宅が犯罪行為の現場となり破壊されるなど、居住が困難で、かつ、犯罪被害者等が自ら居住する場所を確保できない場合等に、一時的に避難するための宿泊場所に要する経費及び自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費を、都道府県警察に補助しており、都道府県警察においては、これらの経費に係る公費負担制度を運用し、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図っている。

【施策番号 30】

カ 警察庁においては、地方公共団体に対し、主管課室長会議や地方公共団体の職員を対象とする研修の機会を捉えて、犯罪被害者等の居住場所の確保や被害直後からの生活支援に関する取組が適切に行われるよう要請するとともに、地方公共団体の取組事例について、「犯罪被害者等施策情報メールマ

ガジン」等を通じて情報提供を行っている。

令和6年4月現在、全ての都道府県・政令指定都市、733市区町村（前年：全ての都道府県・政令指定都市、592市区町村）において、犯罪被害者等が公営住宅等へ優先的に入居できるようにするなどの配慮が行われている。

警察庁においては、引き続き、犯罪被害者等の居住場所の確保等が、地方公共団体間で格差が生じず適切に行われるよう、情報提供等の取組を推進していく。

(3) 性犯罪被害者等に対する自立支援及び定着支援

【施策番号 31】

厚生労働省においては、地方公共団体やDVシェルターを運営する特定非営利活動法人等が、性犯罪被害者を含む相談者に対する生活相談や、行政機関への同行支援等の自立支援及び家庭訪問や、職場訪問等の定着支援を一体的に行う、「DV被害者等自立生活援助事業」を実施しており、令和5年度は13地方公共団体で実施した。

4 雇用の安定（基本法第17条関係）

(1) 事業主等の理解の増進

【施策番号 32】

ア 厚生労働省においては、犯罪被害等により求職活動に困難を伴う父子家庭の父、母子家庭の母等を試行雇用した事業主に対し、当該者の早期就職の実現を目的としたトライアル雇用助成金を支給している。

【施策番号 33】

イ 公共職業安定所においては、事業主に対し、犯罪被害者等の雇用も含め、雇用管理全般に関するきめ細かな相談援助を行っている。

【施策番号 34】

ウ 公共職業安定所においては、様々な事情によりやむを得ず離職し、新たに仕事を探

す必要が生じた犯罪被害者等に対し、当該者の置かれている状況に応じたきめ細かな就職支援を行っている。

(2) 個別労働紛争解決制度の周知徹底等

【施策番号 35】

ア 厚生労働省においては、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づく個別労働紛争解決制度 (<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/index.html>) について、ウェブサイトやパンフレット等を活用して周知するとともに、その適正な運用に努めている。

【施策番号 36】

イ 全国 379 か所に設置されている総合労働

相談コーナー（<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>）においては、事業主との間で生じた労働問題に関する犯罪被害者等からのあらゆる相談に対して情報提供等を行う、ワンストップサービスを実施している。

個別労働紛争解決制度のパンフレット



提供：厚生労働省

同制度の趣旨や導入方法を厚生労働省ウェブサイト（<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuukaseido/>）において紹介するとともに、制度の意義等について解説した動画及びリーフレット等を同ウェブサイトに掲載し、経済団体、労働団体をはじめ企業や労働者に対して周知・啓発を行っている。

犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度のリーフレット



提供：厚生労働省

(3) 犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度の周知・啓発

【施策番号 37】

犯罪被害者等は、治療や裁判への出廷のため仕事を休まなければならないこともあるが、犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度は、企業の導入率が1.4%、認知度も9.4%と導入及び認知が十分に進んでいない状況にある（令和5年度「仕事と生活の調和」の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査）。そこで、厚生労働省においては、

講演録

犯罪被害者等の置かれた立場

北口 忠（犯罪被害者御家族）

皆さん、こんにちは。今から19年前、遭いたくもない事件で娘を亡くした父親です。事件・事故は様々ですので、今日は私一人の考えとして話をさせていただきます。大きく分けて、事件後の状況と解決、支援、二次的被害、皆さまの安心安全、事件解決の協力、最後に裁判についてです。

まず、我が家の事件ですが、2004年（平成16年）10月5日、広島県廿日市市の自宅で発生しました。世界遺産の宮島がある市で、どちらかという田畑が残る地域であります。平日の火曜日、普段であれば娘はいない時間でしたが、その日から試験が始まり、なぜか弁当も食べず家に帰ったがために、犯人の目に留まり、事件が発生した、そういう突然に起こった嫌な事件です。

その時、家にいた妹はすぐ逃げ、私の母は犯人に追いかけられ刃物で十何箇所刺されましたが、一命は取り留めました。

事件直後は私自身、嫌な夢の中にいる気持ちが大きく、たまに外に出ても周りの方と目が合っても挨拶がしづらい感じでした。自宅の横の通学路を高校生が自転車で通っていたのが、事件後は別の道を通るようになって、娘と同じ年代の生徒さんを見ることはなくなりました。

事件から2週間ぐらい、家族は家でずっと過ごしました。ボーっと過ごすのもつらいし、何個もジグソーパズルを親子で作った記憶だけが残っております。そんな時でも母親は子どもには笑顔で接し、ご飯を作り、部屋を掃除し、洗濯する。どんな気持ちでやっていたか私にはちょっと想像もつかない。つらいことだったろうと思っております。なかなか事件は解決しなかったため、犯人と遭遇した妹を学校から一人で歩いて帰らすわけにはいかないので、小学校、中学校、高校は、うちの母親が車で送り迎えしていました。後から聞いた話では、「私も友達と歩いて行って、歩いて帰らなかった」と言っていました。記憶に残っているといえば、妹が長女と同じ高校に行って同じ制服姿を見た時、重ねてはいけませんが、何ともいえない気持ちになったというのがあります。

事件が起きた10月と娘の誕生日の7月が苦手な月になっております。娘と別れてから行けない場所もできました。今は中止になりましたが、宮島の花火大会を娘と見に行行って楽しんでいたのが、事件後は花火を見る気持ちになれず、ずっと音だけ聞いて過ごしてきた、そんな状況になっております。

事件は2018年（平成30年）4月13日に解決しました。事件が解決しても、変な話ですけど、仕事で書類に人の名前を書くのに、名字が犯人と同じだと書きづらいんです。犯人の名前は覚えてくはないけど、一生忘れることはない、そんな感じになっております。

支援してくださる方の力が大きいから、今も変わらず元気で生活できていると思ひ、本当に感謝するばかりです。特に事件に遭った早い時期の支援です。当日の夜、廿日市署と被害者対策室の方とお会いして、すぐ冊子を渡され、「今ここで冊子の中身を説明してもたぶん理解できないでしょうし、右から左に聞き流されるだけでダメですから、まずなくさないように」「何か困った時に冊子を見て、わからなかったら、すぐ連絡してください」と言われたのを、今でもはっきり覚えております。

気になったのが、妹にずっと学校を休ますわけにはいかず、いつのタイミングで学校に行けばい

いのかということ。相談したら「いつからでも登校していただいて大丈夫です」という連絡を受け、安心して学校に行けましたし、学校側の対応や友達もよかったと思います。妹は学校に行きたくないとか、そんなこともなく、すごく助かっております。家族に対するケアはよくしていただいたと思います。人が亡くなるような事件では、被害者や家族はもちろんのこと、娘のように高校生であれば、同じクラスの方の支援も必要だと……これは今だから考えられることで、当時、私はそこまでの余裕はなかったです。

支援は助かります。私の場合、話した時に答えてもらう、話だけ聞いていただきたい時があるので、うんうんと、うなずいていただくだけで十分と感じております。その辺、支援の仕方は難しいと思うんですが、皆さん、しっかり支援していただきたいなと思っております。ただ、支援していただく中で苦手なのが、「遺族」という言葉が時々出ます。私の場合、無理と思っても、まだ娘に会えるんじゃないかという気持ちがありますので、遺族と言われると、もう完璧に否定されるので、遺族という言葉は避けていただきたいです。こっちが涙をグッと我慢して話すのに、逆に涙を流されると、こっちもたまらない面も出てきますので、できれば涙は禁物、そういう思いで聞いていただきたいです。

支援の中には報道関係の皆さんの御協力も確かに大きいところがありますが、本音を言いますと、できればそっとしておいてほしいという思いはありました。ただ、未解決事件の場合、一番不安なのが事件の風化です。それと事件を早く解決するためには情報提供がすごく必要になりますので、どうしても対応せざるを得なかった。報道関係の皆さんの力が大きいので頼ってしまう、そんな感じではあります。

国の制度による支援の中に、未解決事件の場合は報奨金制度がありまして、これは犯人につながる情報を提供された方に報奨金が支払われるという制度です。国のお金でチラシを作って配布していただけますので、すごく助かっております。2010年（平成22年）の法改正で時効が撤廃され、いつまでも犯人を追い続けることができるようになりました。ただ、20年、30年でも追いつけられるけれど、残された家族には命の時間があります。「宙（そら）の会」という未解決事件に関する会にまだ所属しておりまして、その会で家族の皆さんと年1回会いますが、高齢の方の顔を見た時には早く事件の解決を願う思いが大きくなります。

もう一つ、都道府県、市町村の支援です。犯罪被害者や家族を支援する自治体の犯罪被害者等支援条例の制定がなぜ必要かといいますが、事故や事件で長期の入院や治療、生活再建の費用が大きな負担となる、それに対して少しでも支援ができるように条例ができています。都道府県ではほとんど制定されていますが、市町村では今年4月時点では全国の35%程度しか制定されていないみたいなので、関係者の皆さんには頑張っていただきたいなと思っております。

次に二次的被害の話です。いろんな方がおられ、仏壇に手を合わせさせてくださいと言われる方がいますが、できればそっとしておいていただきたい。報道関係の中には視聴率を取るためなのかと考えてしまうこともありました。最初の頃は、こうしてください、ああしてくださいと言われるれば、はい、はいと応えるだけだったけど、最後の方は未解決事件を解決するためにここを強調してと、こちらから言えるようになりました。取材は拒否せず、事件が解決するために協力したという思いは残っております。それから、困ったというか、お金を払えば情報提供しますよという人がいます。宗教団体の方の勧誘が結構激しく、最初の頃は、かなり来られていたと思います。

被害に遭わないために、安心安全を一番に考えていただきたい思いが大きいですね。人の命が奪われる事件を新聞やテレビで他人事として見てしまう。自分の家でも起き得る事件と思った時にはもう手遅れなのです。家の戸締まりは、わずかの時間でも鍵をする癖をつけて身を守るようしていただきたいです。小学校では安全マップ作りで、我が子が歩く通学路のどこに危険な場所があるのか、学校任せにしないで、できれば親として一緒に歩いて確認していただきたい。

次に事件解決への協力ですけど、解決するには情報提供がすごく重要になります。警察に話をするのは難しいとは思いますが、どんなことでも話していただきたい。皆さんの協力が大きければ大きいほど解決は早くなると思います。

最後に裁判の話です。我が家の事件の場合、初公判が2020年（令和2年）の3月3日で判決が3月18日、犯人が控訴しなかったので4月2日で裁判は終了しました。短い時間だったと思います。何が嫌だったかといえば、裁判ですから被告と同じ部屋に入って同じ空気を吸うし、目の前に娘の命を奪った被告がいます。声を聞くのも顔を見るのも嫌です。それだけは今でも忘れません。娘と別れた瞬間を詳しく聞くのは何とも言えない気持ちだったですね。判決は私が望んだのとは少し違いましたが、それでも受け入れるしかありません。人の命が奪われるような事件の裁判に出るのは、つらく悲しい思いばかりとなりますから、皆さんには絶対に経験してほしくないと願います。

被害者や被害者家族にならないために、自分や家族の命を守る行動を絶対にするようにして、一生悔いの残る生活よりは、笑顔で過ごす生活をされるように、本当に気をつけてほしいと願っております。

※本講演録は、「全国犯罪被害者支援フォーラム 2023」における犯罪被害者御家族による講演「被害者の声」の概要をまとめたもの。